

川崎市公衆浴場法施行条例及び川崎市旅館業法施行条例の一部改正に向けたパブリックコメントの結果報告について

1 概要

公衆浴場を経営しようとする者は、公衆浴場法に基づき、市長の許可を受ける必要があり、また営業者は公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置を講じる必要があるため、市はこれらの措置に必要な基準を「川崎市公衆浴場法施行条例」で定めています。今回、川崎市公衆浴場法施行条例で定める基準の一部を見直し、条例改正を行います。

また、旅館業施設の基準を定めている「川崎市旅館業法施行条例」には、施設における入浴設備の基準が含まれており、川崎市公衆浴場法施行条例の改正に伴い、同様の改正を行います。入浴設備以外の内容についても、旅館業に係る課題を精査し、必要な改正を行います。

以上のとおり、川崎市公衆浴場法施行条例及び川崎市旅館業法施行条例の一部改正を行うため、市民の皆様から御意見を募集しました。その結果は以下のとおりです。

2 意見募集の概要

募集期間	令和6年11月11日（月）から12月11日（水）まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	市ホームページ、情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー・衛生課）、健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当
結果の公表方法	市ホームページ、情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー・衛生課）、健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当

3 結果の概要

意見提出総数		3通（4件）
内 訳	電子メール	3通（4件）
	FAX	0通（0件）
	郵送	0通（0件）
	持参	0通（0件）

4 御意見の内容と対応

意見募集の結果、「公衆浴場のサウナ室に時計はあった方がよい」や「旅館業における宿泊者1人当たりに必要な面積の拡大はよいこと」等の御意見であったことから、川崎市公衆浴場法施行条例及び川崎市旅館業法施行条例の一部改正につきましては、お寄せいただいた御意見を踏まえ、条例の一部改正の手続きを進めます。

【御意見に対する対応区分】

- A：御意見を踏まえ、案を加筆・修正するもの
 B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえて取組を推進するもの
 C：今後取組を進める中で参考とするもの
 D：施策に関する要望の御意見であり、施策内容を説明するもの
 E：今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる御意見

【御意見の件数と対応区分】

主な改正項目		A	B	C	D	E	計
公衆浴場	サウナ利用者の安全確保のための基準の追加	0	2	0	0	0	2
	露天風呂を設ける場合の基準の追加	0	0	0	0	0	0
	構造設備の基準の緩和	0	0	0	0	0	0
旅館業	入浴設備について	0	0	0	0	0	0
	旅館・ホテルにおける共同用便所について	0	0	0	0	0	0
	簡易宿所における客室面積について	0	1	0	0	1	2
合計（件）		0	3	0	0	1	4

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

（１）サウナ利用者の安全確保のための基準の追加

番号	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
1	体調に合わせて適切にサウナが利用できるように、サウナ室内に温度計と時計（12 分計）はあった方がよいと思います。 サウナブースで慣れない方も利用しており、温度計や時計を目安として無理のないサウナ利用ができるようになるため、基準を定めることはよいことだと思います。	当初から、今回の条例の一部改正により、改正後の設備基準に、「サウナ室には、温度計及び時計を室内の適当な位置に設置する」等の旨を、新たに定めることを想定しておりましたので、今後、頂いた御意見の趣旨も踏まえながら、サウナ利用者の更なる安全確保に向け、適切に条例案に反映してまいります。なお、温度計につきましては、現行条例では『浴室』の規定を	B

		『サウナ室』に適用させていましたが、あらためてサウナ室の基準として明記いたします。	
2	サウナで気が付くことは時計の完備が少ないように感じられます。	当初から、今回の条例の一部改正により、改正後の設備基準に、「サウナ室には、温度計及び時計を室内の適当な位置に設置する」等の旨を、新たに定めることを想定しておりましたので、今後、頂いた御意見の趣旨も踏まえながら、サウナ利用者の更なる安全確保に向け、適切に条例案に反映してまいります。	B

(2) 簡易宿所における客室面積について

番号	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
3	宿泊者 1 人当たりに必要な面積の拡大は、宿泊者にとって快適に寝泊りできるようになると考え、良いことだと思います。	当初から、今回の条例の一部改正により、簡易宿所営業の各客室の定員数を「1.65 平方メートルにつき 1 人」から「3.3 平方メートルにつき 1 人」に変更することを想定しておりましたので、今後、頂いた御意見の趣旨も踏まえながら、宿泊者の更なる快適性の向上、施設の衛生確保に向け、適切に条例案に反映してまいります。	B
4	宿泊者 1 人当たりに必要な面積の拡大をする改正によって、経営が厳しくなる宿泊施設が出てくるのではないかと考えました。	今回の条例の一部改正により、簡易宿所営業の各客室の定員数に係る基準を「1.65 平方メートルにつき 1 人」から「3.3 平方メートルにつき 1 人」とする方向で改正条例案の内容検討を進めておりますが、これにより、簡易宿所における宿泊者の快適性を向上し、施設の適切な衛生状態を確保することで、旅館業施設の健全な発達を促すものと考えております。	E

6 今後の予定

令和 7 年 2 月（予定） パブリックコメント実施結果の公表

令和 7 年第 1 回定例会に「川崎市公衆浴場法施行条例及び川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について」議案提出

令和 7 年 7 月（予定） 改正条例の施行